事業主・労働保険事務組合の皆さまへ

重要

富山県全域・石川県の一部で労働保険料等の申告・納付期限の延長が終了します

令和６年能登半島地震により被災された皆様に、心から御見舞いを申し上げます。

これまで、令和６年能登半島地震への対策として、労働保険料・一般拠出金の申告・納付期限を延長し、延長後の期日について改めて告示の上、お知らせすることとしていました。このたび、下記対象地域について、延長後の期日が令和６年７月31日（水）となりましたので、お知らせします。

下記対象地域の事業主又は労働保険事務組合の皆様には、**この期日までに、年度更新等の手続（※）を行っていただきますようお願いします。**

※　延長の対象手続：主に以下の手続が想定されます。（延長措置にかかわらず既に完了されているものについては、改めてお手続いただく必要はございません。）

①　令和５年度概算労働保険料（第３期納付がある場合に限る。）

②　令和５年度概算労働保険料（第４期納付がある場合に限る。）

③　令和６年度概算労働保険料、令和５年度確定労働保険料・一般拠出金の申告・納付

なお、個別に納付を猶予する制度もありますので、納付が難しい場合は上記期日までに都道府県労働局又は労働基準監督署まで**ご相談ください。**

［対象地域］

富山県全域、

石川県のうち、金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町・内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

［申告・納付期限］

令和６年７月３１日（水）

※石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町及び鳳珠郡穴水町・能登町は、引き続き申告・納付期限が延長されています。

労働保険料等の申告・納付期限のご質問等がございましたら、都道府県労働局、労働基準監督署又は労働保険年度更新コールセンター（0120-405-082）にお問い合わせください。

※コールセンターでの受付は、令和６年７月１９日（金）までになります。

厚生労働省

被災された事業主のみなさまへ
～労働保険料･一般拠出金の申告手続･納付についてのお知らせ～

1．労働保険料･一般拠出金の申告･納期限の指定についてのお知らせ

以下の対象地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての期限を延長していましたが、その**申告・納期限については、以下のとおり決定されました。**

【対象地域】
富山県　全域
石川県　金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

【延長後の申告・納期限】
令和６年７月３１日（水）

【対象となる労働保険料など】
令和６年１月１日から令和６年７月30日までに申告・納期限が到来する労働保険料・一般拠出金

※　**申告の手続は、上記期限までに行っていただきますよう、お願いいたします。**
※　**石川県七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町・能登町については、今後別途決定されます。**

2．納付の猶予　※申告手続と合わせて、申請が必要です

令和６年能登半島地震により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で１年間猶予**いたします。

【対象地域】すべての地域で申請可能
【要件】事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

※１　保険料を免除するものではありませんのでご注意ください。
※２　通常の手続に合わせて、猶予の申請が必要です。
※３　指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまは、まず「１．申告・納期限の延長」をご利用いただいた後、損失の状況により、納付の猶予制度をご利用いただける場合もあります。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/yuuyo.html

このリーフレットに関するご質問等がございましたら、[最寄りの都道府県労働局]又は [最寄りの労働基準監督署] にお尋ねください。